

聖籠町児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月2日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第1号

聖籠町児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

聖籠町児童手当事務取扱規則（平成24年聖籠町規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「請求者」の次に「、受給者」を加え、「町民課、税務財政課」を「住民基本台帳担当部門、税務担当部門、学校教育担当部門、保育所担当部門、児童福祉担当部門、障害者福祉担当部門」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 5 特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いについては、個人情報保護委員会が定めている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に従い、適正に行うものとする。

第5条第1項ただし書、第6条ただし書、第7条ただし書及び第8条ただし書中「認める」を「認められる」に改める。

第9条を次のように改める。

（父母指定者指定届の処理等）

第9条 省令第1条の3による届出があったときは、父母指定者管理台帳（前条ただし書の規定により父母指定者管理台帳の作成を省略したときは、父母指定者管理台帳に記載すべき事項を記録する電磁的記録。以下同じ。）に所要の事項を記入するものとする。

- 2 父母指定者の支給事由が消滅したときは、父母指定者管理台帳に支給事由消滅年月日を記入するものとする。

第10条第1項第2号ウ中「第5条第1項」を「第6条」に改め、

同項に次の 1 号を加える。

- (4) 地方税関係情報、年金給付関係情報及び住民票関係情報の連携のために一般受給資格者の、地方税関係情報及び住民票関係情報の連携のためにその配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。）をいう。以下同じ。）の個人番号を記載する必要があるが、当該番号の記載がないことのみをもって返戻・保留はしないこと。

第 17 条第 4 項中「第 14 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改める。

第 24 条第 2 項中「又は広報せいろうにより通知」を削り、同条第 3 項中「送付又は広報せいろうにより通知するものとし」を「送付することとし」に改め、「受給者台帳に」の前に「、」を加え、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項の規定による通知書の作成及び送付は、町広報誌等による支払日等の周知をもってこれに代えることができる。

第 28 条第 1 項及び第 29 条第 1 項中「受給資格者」を「請求者等」に改める。

第 32 条を第 33 条とする。

第 31 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 現況届 提出のあった日の属する年度の翌年度から 2 年第 31 条を第 32 条とし、第 30 条の次に次の 1 条を加える。

(個人番号の変更等に係る事務処理)

第 31 条 個人番号変更等申出書（様式第 25 号）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者が一般受給者である場合は、受給者台帳の受給者の個人番号欄、配偶者等の氏名欄、配偶者等の個人番号欄、児童の個人番号欄を必要に応じて改めるものとする。
- (2) 受給者が施設等受給者（個人であり被用者であるときに限

様式第6号の2を次のように定める。

様式第6号の2

※整理番号

※受付年月日

児童手当・特例給付 別居監護申立書

(申立先) 聖籠町長

私は、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。

記

1. 別居している児童について

ふりがな 児童の氏名	個人番号	続柄	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※申立人が公務員の場合又は当該児童の個人番号を記載した別居監護申立書を既に提出しておりその状態が継続している者の場合には、個人番号欄の記載は不要。

住所 _____

2. 別居している児童の属する世帯について

ふりがな 世帯主の氏名	児童からみた世帯主 の続柄

3. 別居の理由について

- (1) 仕事の都合上、単身赴任をしているため
- (2) 児童の進学、通学のため
- (3) その他 (_____)

4. 別居期間

年 月 日 から 年 月 日までを予定

5. 監護、生計同一又は生計維持の状況(面会、仕送り等について)

年 月 日

【申立人】(児童手当・特例給付の請求者・受給者)

住所 _____

氏名 _____ 印

様式第 15 号の 1 を次のように改める。

様式第 15 号の 1

第 年 月 日

様

聖籠町長

児童手当 支払通知書
特例給付

児童手当

特例給付の支給については、次のとおり支払をしますので、この

通知書をもって当所でお受けとりください。本人が来所できず代理人
が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項に規定に基づき、学校
給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申
し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56
条第 3 項若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定によ
り徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 8 項若しくは第 9 項の規
定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児
童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収され
る保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

1. 支払期間

年 月分から
年 月分まで

2. 支払金額

円

3. 支払日

年 月 日

時から

時まで

式第 15 号の 3 を次のように改める。

様式第 15 号の 3

第 年 月 日

様

聖籠町長

児童手当
支払通知書
特例給付

児童手当
特例給付
の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みの手続きを行いますので通知します。

なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 3 項若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 8 項若しくは第 9 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

支払期間	年 月分から 年 月分まで
支払金額	円
振込日	
金融機関	

様式第15号の5を次のように改める。

様式第15号の5

第 年 月 日

様
加藤市長

児童手当
支給通知書
特別給付

児童手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り
特別給付
込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日は別紙のとおり
ですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給費等の
費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及
び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第59条第3項若しくは子ども・
子育て支援法別添第9条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法
第59条第3項若しくは第9項の規定により徴収する給食料の額により支払
される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び
当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となり
ます。

別紙

(毎月定額支給)		年 月 日
支払の内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

(毎月定額支給)		年 月 日
支払の内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

(毎月定額支給)		年 月 日
支払の内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

様式第20号を次のように改める。

様式第20号

整理番号

児童手当
に係る寄附受領証明書
特例給付

住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等)

金 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当等のうち、上記の額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

聖籠町長

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

様式第 2 2 号を次のように改める。

様式第 22 号

第 年 月 日

住所（法人の主たる事務所の所在地）
氏名（法人名等） 様

聖籠町長

**児童手当
特例給付**に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

児童手当法第 21 条 第 1 項 の規定に基づく申出のあった費用について、下記の
第 2 項
児童手当
とおり、 から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。
特例給付

記

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当等から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考

様式第 2 3 号を次のように改める。

様式第 23 号

※整理番号
※受付年月日 . . .

(申出先)聖籠町長

児童手当 からの 学校給食費等徴収（支払）変更申出書
特例給付 からの 学校給食費等徴収（支払）撤回申出書

私は、児童手当法第 21 条 第 1 項 の規定に基づいて行った学校給食費等の徴収等に
第 2 項 ついて、以下のとおり申し出ます。

記

1. 申出の別 申出の変更 ・ 申出の撤回

2. 変更の場合

児童の氏名	児童手当等から徴収する (支払う)費用(変更後)	徴収期間(変更後)

年 月 日

住 所(法人の主たる事務所の所在地)

氏 名(法人名等) _____ ㊟

様式第24号を次のように改める。

様式第24号	第	年	月	号
住所（法人の主たる事務所の所在地）				日
氏名（法人名等）	様			
				聖籠町長

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年6月分	(円 月分保育料)	
年10月分	(円 月分保育料)	
年2月分	(円 月分保育料)	
年6月分	(円 月分保育料)	

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に聖籠町長に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日（上記の異議申立てに対する決定を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は聖籠町長となります。）提起することができます。

様式第25号を次のように定める。

<p>様式第25号</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">※整理番号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">※受付年月日 . .</td> </tr> </table>	※整理番号	※受付年月日 . .				
※整理番号							
※受付年月日 . .							
<p>児童手当・特例給付 個人番号変更等申出書</p>							
<p>(申出先) 聖蹟町長</p>							
<p>私は、児童手当等の受給に関する個人番号の変更等について、以下のとおり申し出ます。</p>							
<p>1. 個人番号の変更等を申し出る事由</p>							
<p>(1) 受給者の個人番号が変更されたため</p>							
<p>(2) 配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。））の個人番号が変更されたため</p>							
<p>(3) 児童の個人番号が変更されたため</p>							
<p>(4) 離婚等により、配偶者等の個人番号を消滅させるため</p>							
<p>(5) 婚姻等により、配偶者等の個人番号を新たに登録するため</p>							
<p>2. 個人番号の変更等の内容について</p>							
<p>(1) の場合</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 50%;">変更前の個人番号</th> <th style="width: 50%;">変更後の個人番号</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>		変更前の個人番号	変更後の個人番号				
変更前の個人番号	変更後の個人番号						
<p>(2) の場合</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 30%;">ふりがな 配偶者等の氏名</th> <th style="width: 35%;">変更前の個人番号</th> <th style="width: 35%;">変更後の個人番号</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>		ふりがな 配偶者等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号			
ふりがな 配偶者等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号					
<p>(3) の場合</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 30%;">ふりがな 児童の氏名</th> <th style="width: 35%;">変更前の個人番号</th> <th style="width: 35%;">変更後の個人番号</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>		ふりがな 児童の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号			
ふりがな 児童の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号					
<p>(4) の場合</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 100%;">ふりがな 配偶者等の氏名</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>		ふりがな 配偶者等の氏名					
ふりがな 配偶者等の氏名							
<p>(5) の場合</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 30%;">ふりがな 配偶者等の氏名</th> <th style="width: 35%;">配偶者等の個人番号</th> <th style="width: 35%;">事由の発生した年月日</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>		ふりがな 配偶者等の氏名	配偶者等の個人番号	事由の発生した年月日			
ふりがな 配偶者等の氏名	配偶者等の個人番号	事由の発生した年月日					
<p>年 月 日</p>							
<p>【申出人】（児童手当・特例給付の受給者）</p>							
<p>住所 _____</p>							
<p>氏名 _____ <u> </u></p>							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。